

市職員の給与と人事

「地方公務員法第58条の2」および「苫小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づき、市職員の給与や勤務状況などと公平委員会の業務状況について、市民の皆さんに概要をお知らせします。

給与の決定 市職員の給与は、生計費をはじめ、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮した「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」で定められています。これら給与に関する予算は毎年、市議会の審議を経て決定しています。

職員の適正な配置 市職員の定数は、国が示した定数モデルや他市の状況、市の行政需要を考慮して適正な配置に努めています。

(令和2年度)

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
市民生活部長	令和2年3月31日	令和2年4月1日	(一社)苫小牧地域職業訓練センター運営協会	職業訓練・講習・講座・貸館事業など	所長・専務理事
福祉部次長	令和2年3月31日	令和2年6月25日	(福)苫小牧市社会福祉協議会	社会福祉事業の企画および実施	常務理事
上下水道部長	令和2年3月31日	令和2年6月1日	(株)苫小牧オートリゾート	キャンプ場、宿泊施設、温泉および浴場施設の経営	代表取締役

B 服務の状況

令和2年度の服務規律確保の取り組みは次の通りです。

服務規律確保の取り組み

①コンプライアンスの推進

- ・階層別コンプライアンス研修
- ・コンプライアンスの自己検証 ・ハラスメント対策

②交通事故・違反防止の取り組み

- ・交通安全強化週間(春・夏・秋・冬) ・交通安全研修
- ・交通事故・違反防止に関する情報発信

③綱紀の保持

- ・法令遵守と服務規律の確保に関する通知

服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません(地方公務員法第30条)。また、職員には、以下のことが求められています。 ●法令などと上司の職務上の命令に従う義務 ●信用失墜行為の禁止 ●秘密を守る義務 ●職務に専念する義務 ●政治的行為の制限などに関する規定の遵守

C 勤務時間その他勤務条件の状況

令和3年4月1日現在の一般職の勤務時間、令和2年度の年次有給休暇平均取得日数、育児休業・介護休暇取得者数は次の通りです。

①一般職員の勤務時間

(令和3年4月1日現在)

月～金曜日	勤務時間	8時45分～17時15分
週38時間45分	休憩時間	12時～12時45分

※本庁勤務の場合。2交代や3交代の場合は週38時間45分を原則に割り振り

※休憩時間は、労働基準法で定められている休憩時間

②年次有給休暇平均取得日数

(令和2年度)

11.39日 1年度20日付与、現年度分のみ20日を限度に繰り越しが可能

③育児休業・介護休暇取得者数

(令和2年度)

区分	男性	女性	計	区分	男性	女性	計
育児休業(人)	6	36	42	介護休暇(人)	0	1	1

A 任用の状況

職員の定数は「苫小牧市職員定数条例」で定められています。令和3年4月1日現在の職員数は1,778人で、令和2年4月1日と比較して6人の増となっています。

①職員数

部門	区分	職員数(人)		対前年増減(人)
		令和3年度	令和2年度	
一般行政部門	議会	12 (0)	12	0
	総務	204 (11)	221	△17
	税務	67 (4)	67	0
	民生	198 (16)	197	1
	衛生	89 (9)	87	2
	労働	2 (0)	2	0
	農林水産	4 (1)	4	0
	商工	27 (4)	21	6
	土木	129 (4)	114	15
	小計	732 (49)	725	7
特別行政部門	教育	108 (19)	108	0
	消防	238 (9)	234	4
	小計	346 (28)	342	4
公営企業等会計部門	病院	527 (59)	530	△3
	水道	76 (14)	77	△1
	下水道	37 (4)	39	△2
	その他	60 (0)	59	1
	小計	700 (77)	705	△5
	合計	1,778(154)	1,772	6

※職員数には、特別職、苫小牧港管理組合派遣職員、非常勤職員は含まない ※()は再任用職員・任期付職員(常勤)で外数

区分	職員数(人)		対前年増減(人)
	令和3年度	令和2年度	
会計年度任用職員(常勤)	42	34	8

②採用者数と退職者数

(令和2年度)

	採用者数(人)	退職者数(人)
一般部局	30 (25)	28 (27)
市立病院	54 (51)	57 (8)
消防	4 (6)	5 (4)
教育委員会	3 (2)	8 (4)
合計	91 (84)	98 (43)

※()は再任用職員・任期付職員(常勤)で外数

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの新規採用者および退職者

③退職職員の再就職状況

市では、部次長相当職以上で退職した者が離職後2年以内に営利企業以外の法人、その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る)または営利企業の地位に就いた場合には、再就職の状況について公表することとされています。令和2年度の状況は次の通りです。